

鳴門教育大学遠隔教育推進センター規則

令和4年 3 月 9 日
規則第 24 号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人鳴門教育大学学則（平成16年学則第1号）第20条の規定に基づき、鳴門教育大学遠隔教育推進センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、学部及び大学院における遠隔教育並びに遠隔型の教員研修を開発・支援することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学部及び大学院における遠隔型授業及び遠隔型研究指導等に関する支援
- (2) 大学間連携による遠隔型授業等に関する支援
- (3) 遠隔型授業等を活用した教育プログラムの開発・支援
- (4) 講義等配信システムを活用した遠隔型教員研修プログラムの開発・支援
- (5) その他センター所長が必要と認める業務

(職員)

第4条 センターに、センター所長、兼務を命じられた教員及びその他必要な職員を置く。

(センター所長)

第5条 センター所長は、センターの管理運営を統括する。

(センター会議)

第6条 センターに、センター会議を置く。

2 センター会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター所長
- (2) 兼務を命じられた教員
- (3) その他センター所長が必要と認めた者

3 センター会議に議長を置き、センター所長をもって充てる。

4 議長は、センター会議を主宰する。

5 センター会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの運営方針に関する事項
- (2) センターの年度業務実施計画に関する事項
- (3) センター人事、予算に関する事項
- (4) センターの業務の実施に関する事項
- (5) その他センターの運営に必要な事項

(事務)

第7条 センターの業務に関する事務は、教務部学術情報推進課と連携して教務部教務課において処理する。

(細則)

第8条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。